

意見案第4号

私立専修学校等における専門職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）は、時代に伴い変化する産業や地域社会の要請に応え、職業に必要な知識・技術・技能について実践的な教育を行い、即戦力となる専門的な職業人の育成に努めながら、職業資格者を養成する地域の中核的な職業教育機関として、地域の産業・経済の発展や文化の振興等に貢献している。また、社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や国、本道が行うキャリア教育の補完等のもとより、厚生労働省の離職者対策事業、文部科学省の地域産業の発展を支える人材育成事業においても重要な役割を果たしている。

このような中、国はこれまで、企業等と密接に連携して実践的かつ専門的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」制度や専門職大学、専門職短期大学制度により、国際競争力の強化と産業構造の急速な転換に対応した職業教育を進めるとともに、令和2年度からは全ての子どもが希望する教育を受けられるべく、高等教育の修学支援制度を実現し、令和4年度においても都道府県の職業実践専門課程への補助に対する特別交付税措置が図られたが、少子高齢化や人口減少が進む本道においては地域産業の担い手となる専門職業人材のさらなる養成は喫緊の課題であり、関係府省が連携してなお一層取り組む必要がある。

また、私立高等専修学校においては、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会に輩出しているばかりではなく、不登校経験や発達障がい等があり、学習に特別な配慮を必要とする多様な生徒を多く受け入れ、経済的自立を促す職業教育や特別支援学校高等部と同様に障がい者雇用の開拓などを行い、地域社会に送り出す「学びのセーフティネット」として、地域にとって重要な役割を果たしており、こうした機能を維持するためには、職業実践専門課程と同様に、特段の財政支援措置が必要である。

よって、国においては、地域産業を担う専門的な職業人材を育成するための教育が以前より重要性を増していること、また、私立専修学校等が学校教育法第1条に規定されていないことから大学等と比較し、様々な格差が生じている現状等に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 少子高齢化や人口減少に伴い、私立専修学校等を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、教育条件の維持向上と経営基盤安定のため、既存の大学等に準じた新たな財政支援措置を講ずること。
 - 2 私立高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において、補助制度や特別交付税等の地方財政措置の創設など職業実践専門課程と同様に、特段の財政支援措置を講ずること。
 - 3 私立専修学校等の施設に対する恒久的な災害復旧補助制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮